

教高第127号
教特第54号
教体第139号
教文第193号

令和3年(2021年)4月23日

各県立学校長 様

教 育 長

県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び
教職員への指導の徹底について(通知)

新型コロナウイルス感染症については、県内において新規感染者が増加しており、県立学校においても、感染者が発生している状況にあります。また、県のリスクレベルは4月24日以降「レベル5 厳戒警報」へ引き上げられます。

各学校での感染防止対策の再確認や児童生徒等一人一人への感染拡大防止に向けた意識付け等を徹底する必要があります。

つきましては、この現状を踏まえ、令和2年(2020年)12月3日付け教体第787号で通知した文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2020.12.3 Ver.5)」のレベル2に基づく感染症対策の徹底をお願いします。特に、学校生活等における下記の点については指導の徹底を図るとともに、その状況を十分把握願います。

併せて、感染拡大防止のためには家庭との連携も必要となることから、再度、保護者にも周知願います。

また、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

- 1 学校内での感染等により臨時休業が必要となる場合や今後の感染状況により分散登校が必要となる場合を想定して、次の(1)、(2)について速やかに対応できるよう、各学校はあらかじめ準備をしておくこと。
 - (1) 児童生徒等が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることをないよう、各学校の教育課程に基づいたシラバス(授業計画)を見直し、特別の時間割を作成し、計画性を持った家庭学習を課すことや、ICT機器等を活用した学習などの工夫を講じ、適切な学習支援、適度な状況把握、適正な学習評価を行う。その際、令和2年(2020年)9月16日付け教高第735号「新型コロナウイルス感染症対策における学習支援事例集」も参照すること。
 - (2) 感染拡大防止に十分配慮しながら、教師が様々な工夫を行い、地域の感染状況や児童生徒等・教職員の負担を勘案しつつ、臨時休業期間中も登校日を設ける、学校の空き教室等も最大限活用して分散登校を実施するなどして、学校での指導も検討する。その際、進路の指導の配慮が必要な小学校第6学年・中学校第3学年・高等学校第3学年等の最終学年の児童生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮するなど、児童生徒等の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、対応を検討する。
- 2 3つの密の回避のため、地域の感染状況や学校及び公共交通機関の実情に応じて、時差登校、時間短縮及び分散登校を行ってもよい。実施の際は、校長は教育委員会(高校教育課及び特別支援教育課)と事前に協議すること。
- 3 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等の症状がある場合等には、症

状がなくなるまで登校せず、自宅で休養するよう再度、指導の徹底を図ること。

- 4 県リスクレベルがレベル4以上の際には、県基準により同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校せずに自宅等で待機するよう再度、指導の徹底を図ること。
- 5 児童生徒等及び教職員に対して、登校前の検温やその記録等を行う等、自身の健康観察に努めるよう、再度徹底すること。また、担任は、登校時の健康観察を徹底すること。
- 6 校内における3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用、常時換気（常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする）、清掃・消毒等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。
- 7 児童生徒等の中に感染者が出た際に、マスクの着用が不十分なために多くの児童生徒等が濃厚接触者と認定されることを踏まえて、授業中や登下校を含め、マスクの着用を徹底するとともに、各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（文部科学省衛生管理マニュアルP48参照）は避けること。特に、濃厚接触者と認定された場合は14日間の自宅待機になることを再認識すること。
- 8 職業に関する教科の実習等については、令和2年（2020年）9月2日付け教高第658号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて（通知）」で示されている感染症対策を再確認し、指導にあたっての参考とすること。
- 9 特別支援学校においては、自立活動をはじめ、校内外の学習活動において、教師と児童生徒等や児童生徒等同士等が接触するなど、感染リスクが高い状況が考えられる。個別の指導計画に基づく一つ一つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。（令和3年4月5日特別支援教育課事務連絡の別紙「特別支援学校運営上の対応チェックリスト（レベル2対応）」を参照のこと。）
- 10 フェイスシールド・マウスシールドはマスクに比べ効果が弱いことから、飛沫拡散防止効果があるマスク着用を原則とする。ただし、障がいの状態等によりフェイスシールド・マウスシールドのみで学習活動等を行う必要がある場合は、身体的距離（2m以上）の確保を徹底すること。
- 11 昼食時においては、飛沫を飛ばさないような席の配置（向かい合わせでの食事を行わない等）や食事中マスクを外した状態での会話を行わないこと、マスクをした状態にあっても、近距離での会話や大声での会話を控える等の工夫を周知徹底すること。なお、昼食以外の全ての飲食の場面においても、同様とする。また、休み時間の児童生徒等同士の接触やトイレ、売店等での感染防止対策についても十分留意すること。
- 12 不要不急の外出を控え、外出の際も、人混み等の感染リスクの高い場所に立ち寄らないようにすること。
- 13 寮（寄宿舎）についても、引き続き、(1)～(3)の対応に当たるとともに感染防止対策に努めること。
 - (1) 入寮する児童生徒がいる際には、自宅等で2週間の経過観察を行った後に入寮するなど、感染防止対策の徹底を図ること。特に、毎日の健康状態の記録を徹底させるとともに、学校として確実な把握を行うこと。
 - (2) 寮生の1日2回以上の検温（朝夕）と記録、舎監等による健康観察を確実に行うこと。
 - (3) 食堂、浴室、学習室等、密になる可能性がある場所の使用については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保することを遵守するとともに、近距離での対面形式とならないような形で人数制限を設けること。なお、人数制限については、収容人数の半数以下を目安とする。
- 14 宿泊研修や修学旅行においては、本県の感染状況及び他県の感染状況を踏まえ、児童

生徒等の安全・安心を最優先に考えるとともに、事前に保護者と情報共有を図り、保護者の意向を踏まえて、実施の有無を再度慎重に検討すること。なお、県外への移動を伴う宿泊研修や修学旅行等については、校長は教育委員会（高校教育課及び特別支援教育課）と事前に協議すること。

15 学校行事においては、校外における活動は中止または延期を含め、実施の可否を慎重に判断すること。また、校内における学校行事についても、地域の感染状況等も踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること。なお、実施の際は、万全の感染防止対策を講じ対応すること。

16 部活動については、連続した練習時間はできる限り短くするとともに、屋内施設においては、常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行うこと。また、飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避けること。さらに、特にリスクの高い「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」は一時的に控えるなど、適切に対応すること。

なお、部活動における県外遠征及び大会参加等については、令和3年（2021年）4月20日付け教高第112号 教特第35号 教文第132号 教体第117号に基づいて対応すること。

【問合せ先】

- 県立中学校・県立高校に関すること
高校教育課 石村、米村、大塚、新生
096-333-2685
- 特別支援学校に関すること
特別支援教育課 前川、竹永
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること
体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712
- 部活動 に関すること
体育保健課 濱本、鳴瀬
096-333-2712
文化課 後藤、村上
096-333-2704